

令和 7 年 3 月 26 日
東 北 森 林 管 理 局

東日本大震災の被災地で適用する森林整備保全事業標準歩掛について

東日本大震災の被災地においては、森林整備保全事業標準歩掛と施工実態の間で乖離が生じていることを踏まえ、「東日本大震災の被災地で適用する森林整備保全事業標準歩掛について」（平成 25 年 9 月 12 日付け 25 林整計第 534 号森林整備部長通知）により、1 日当たり作業量の補正及び間接工事費の補正の試行を行ってきたところでありますが、「東日本大震災の被災地で適用する森林整備保全事業標準歩掛について」（令和 7 年 3 月 19 日付け 6 林整計第 633 号森林整備部長通知）により、施工実態を踏まえて一部見直しを行い、下記のとおり令和 7 年度も継続し運用することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 対象工事

岩手県及び宮城県内で実施される工事で令和 7 年 4 月 1 日以降に入札締め切りを設定する工事

2 補正方法

間接工事費の補正

共通仮設費：1. 3 現場管理費：1. 1

標準作業量の補正

土工：標準作業量の補正は 0 % とする

3 適用年月日

令和 8 年 3 月 31 日までに入札締切日を設定する工事

お問い合わせ先： 東北森林管理局

森 林 整 備 部 森 林 整 備 課 TEL 018-836-2163

計 画 保 全 部 治 山 課 TEL 018-836-2260